

ビリングシステム株式会社との契約内容

電子決済等代行業者との契約内容について、その内容の一部を公表いたします。

お客さまに損害が生じた場合の補償について

電子決済等代行業者が、当社が提供するネット決済サービス(以下、「本サービス」といいます。)を利用して行う、銀行法第2条第17項第1号に定めるものに該当する電子決済等代行業者の提供するサービス(以下、「連携先サービス」といいます。)に関して、お客さまに損害が生じた場合は、電子決済等代行業者がお客さまに生じた損害を賠償または補償します。ただし、当該損害が預金等の不正な払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表している「インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方」に基づき、お客さまに補償を行います。

当社が提供する銀行機能もしくはネット決済サービスに関してお客さまに損害が発生した場合、当社がお客さまに対して賠償または補償します。

電子決済等代行業者による情報の適正な取扱いや安全管理のために行う措置について

電子決済等代行業者は、連携先サービスを通じて電子決済等代行業再委託者(※)から取得したお客さまに関する情報(以下、「お客さま情報」といいます。)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ連携先サービスの利用規約に従って取り扱います。

電子決済等代行業者は、連携先サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正アクセスまたは情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行います。

当社は、電子決済等代行業者によるお客さま情報の適正な取扱いもしくは安全管理に関する措置に問題があると判断した場合、電子決済等代行業者との連携を停止する場合があります。

(※)電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項に定められた事業者のことをいいます。

電子決済等代行業再委託者による情報の適正な取扱いや安全管理のために行う措置について

電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、お客さま保護、お客さま情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導または改善を行います。当社は、電子決済等代行業再委託者に

不適切な点があり、または、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導もしくは改善を適切に行っていないと判断するときは、電子決済等代行業者に当該電子決済等代行業再委託者との接続の停止を求める、または、電子決済等代行業者による本サービスの利用を制限もしくは停止する場合があります。